

男女共同参画会議
第5次基本計画策定専門調査会
(第5回) 議事録

内閣府男女共同参画局

第5次基本計画策定専門調査会（第5回） 議事次第

日 時 令和2年7月2日（木）14:00～16:01
場 所 合同庁舎第8号館1階講堂

1. 開 会
2. 各ワーキンググループからの報告
3. 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について
4. 意見交換
5. 閉 会

○佐藤会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回「第5次基本計画策定専門調査会」を始めさせていただきます。

本日は、白河委員、白波瀬委員、末松委員、辻村委員、徳倉委員、堀江委員はオンラインでの参加となります。よろしくお願いいたします。

なお、白波瀬委員と末松委員は所用のため少し遅れて参加ということですので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、今井大臣政務官より御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○今井政務官 男女共同参画を担当する大臣政務官の今井絵理子です。

佐藤会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、いつも活発に御議論いただき、本当にありがとうございます。

男女共同参画社会の実現は、一人一人の幸せを高めるだけではなく、日本社会が将来にわたって持続的に発展していくための鍵となるものです。そのためには、まず、大前提として、女性に対する暴力を根絶することや、女性が職場等で差別的取扱いを受けないことが不可欠です。

その上で、あらゆる分野において、女性の採用・育成・登用が継続的に行われるための環境整備にますます取り組み、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めていかなければなりません。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、平常時の固定的な性別役割分担意識を反映した様々な課題が明らかになっていることについて、しっかりと認識した上で施策を進めていくことが求められております。

本日の専門調査会は、本年1月以来4つのワーキンググループで大変熱心に御議論いただいた「基本的な考え方」の骨子案について審議をいただくことと伺っております。

第5次男女共同参画基本計画をどのような視点で策定すべきか、ぜひ、また皆さんの忌憚のない活発な議論を期待しまして、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

カメラ撮りはここまでということですので、よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

○佐藤会長 それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いします。

○古瀬推進課長 配付資料の御説明をさせていただきます。議事次第に配付資料一覧がございます。

まず、資料1は「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（骨子案）」の資料でございます。

資料2-1は「性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）」、資料2-2はその本体の資料となります。

また、参考資料といたしまして、全国知事会男女共同参画プロジェクトチームからの「第5次男女共同参画基本計画に関する提言」をお配りさせていただいております。

さらに、席上配付資料といたしまして、この骨子案の概要ペーパーのポンチ絵をお配りしております。こちらは本文の要約ではございますけれども、本日は非公開資料とさせていただきますので、会議終了後は机上に置いてお帰りいただきますようによろしく願いいたします。

また、このポンチ絵につきましては、オンラインで御参加いただいている委員の皆様方には、パソコンの画面上に後ほど表示をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

感染防止のためにウエットティッシュ、ごみ袋を置かせていただいております。マイクの本数が行き渡らず恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

資料はよろしいですか。お手元にありますか。それを参照しながらやっていただければと思います。

それでは、議事の2つ目「各ワーキンググループからの報告」に移りたいと思います。

進め方ですけれども、ワーキンググループごとに事務局から御説明いただいた後、座長にも御説明いただくという形でやっていきたいと思います。議論は骨子まで全部説明いただいた後、まとめて皆さんに御意見を伺う時間を取っていますので、ずっと説明が続きますが、よろしくお願いいたします。

まず、基本構想ワーキングの検討結果について、事務局から御説明いただければと思います。

○古瀬推進課長 それでは、お手元の骨子案概要のポンチ絵のほうをご覧いただければと思います。

まず、1枚目の左側が全体の構成となっております。基本構想ワーキングで御議論いただきましたのは、第1部の「基本的な方針」、第2部の中で第1分野、第2分野、第9分野、第11分野、それから、IVの推進体制についてでございます。これから順に御説明をさせていただきます。

1ページ「基本的な方針」につきましては、目指すべき社会につきまして、1にございますように、持続可能な、あるいはSDGs等の言葉も入れつつ記載をいたしております。

その上で、社会情勢の現状、課題としまして、2のとおり、人口減少社会、「人生100年時代」、あるいは暴力根絶への問題意識の高まり、災害や世界規模の感染症といったことも含めて挙げさせていただいております。

また、3としまして、5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項といたしまして、男女共同参画の推進は、持続可能な社会にとって不可欠であること、また、国際的に見ますと大きく差を広げられており、取組を一層加速させる必要があるということ、

また、それと併せて支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないことを目指すということ、そして、新型コロナウイルスの影響と変化を踏まえる必要があるということなどを挙げております。

2 ページ、第1分野「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」でございますけれども、ここでは特に政治分野、また、経済分野の女性の参画拡大が重要といたしまして、政治分野では、女性が立候補や議員活動をしやすい環境整備や、政治に参加しようとする女性の交流機会の提供、人材育成などの取組が重要といったことを盛り込んでおります。また、経済分野では、資本市場等に対する情報の開示など、各分野の施策の基本的な方向を取りまとめております。

なお、このページの上の基本認識のところに【P】としているところがございますが、2020年30%の目標の今後についての記載について、基本構想ワーキングにおいて検討いただいているところでございますので、ここは今は【P】でございますが、次回の専門調査会でお示しをさせていただきたいと考えております。

3 ページ、雇用の分野でございますけれども、基本認識としましては、1つ目の○にありますように、雇用における男女共同参画の実現は、個人にとっても我が国社会経済にとっても、また、ESG投資の進展に見られますように、我が国企業が国内外の人材や投資家から選ばれるためにも重要だということですか、仕事と生活の調和の重要性、ポジティブ・アクションの推進等の重要性について記載をしております。

緑のところに参加しますが、1から5のそれぞれの施策ごとに、例えば1つ目のワーク・ライフ・バランスでしたら、職業人生が長くなる後は、若いときから仕事と生活の調和を図ること、あるいは学び直しの機会が重要だといったような方向性をまとめております。

なお、資料のつくりについての補足でございますけれども、右側に点線の枠囲いがございますが、ここは本文の「具体的な取組」のところで、そこが小項目に分かれている場合に項目立てを転記している部分でございます。その小項目に分かれていない場合はバーをつけております。

続きまして、7 ページでございます。右側に飛びまして、9分野、各種制度等の整備のところでございます。9分野につきましては、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行を構築する必要性について記載をさせていただくとともに、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権が侵害された場合の救済体制・相談体制の充実等を記載しております。

また、8 ページに参加しまして、右側でございます。11分野、国際的な協調及び貢献というところがございます。ここはSDGsを踏まえた対応として、常にジェンダー平等、ジェンダー視点の主流化を確保していくことですか、国際合意の確実な実施、また、我が国が国際会議の議長国となる場合に、ジェンダー平等を重視するといったようなことを盛り込んでおります。

最後、9ページでございます。「推進体制の整備・強化」につきましては、国内本部機構の充実と官民が連携した取組の重要性などについて述べまして、例えば男女共同参画推進連携会議の場を活用した民間団体との連携と、中央組織から地方の現場への取組の浸透を図るといったことですか、政策立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を盛り込むといったようなことを盛り込んでいるところでございます。

以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

今、御説明いただいたところはワーキンググループ1のところで、分野を超えていますので、そのようになっています。

それでは、ワーキンググループ1の鈴木座長から追加的な御説明をお願いいたします。

○鈴木委員 今、古瀬課長から一通り御説明がございましたけれども、基本構想ワーキンググループが担当しました分野について、これまでの議論ですとか骨子案のポイントについて御説明を申し上げます。

まず、横長の資料1ページ目の右側の「基本的な方針」、骨子案の第1部のところでございますが、1月に開催されました第3回の専門調査会で提示されたコンセプトペーパー、いわゆるたたき台ですね。これに基づいて議論を行いまして、若干推進課長の御説明と重なりますが、下の3番の囲みの中の真ん中辺にありますように、今が一人一人の幸福を高めるとともに、我が国経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であり、取組を一段と加速させていく必要があること。それと同時に、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指すことを打ち出すとともに、新型コロナウイルス感染症につきましては、先ほど今井政務官からもお話がございましたように、平時の固定的な性別役割分担意識を反映した諸課題を一層顕在化させる一方で、これを契機に働き方や暮らし方に新しい可能性ももたらされておりますので、こうした影響や変化を踏まえながら、施策を進めていくことが重要であるといったことなどをこの第1部に盛り込みました。

次に第2部の第1分野、2ページ目です。「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」につきましては、政治分野の女性の参画拡大が特に重要であるということで、女性が立候補や議員活動をしやすい環境の整備として、両立支援策ですとか、ハラスメントに関する取組が必要であるという御意見。それから、経済分野の女性の参画拡大のためには、企業の女性役員に関する分かりやすい情報開示が重要であるとの御意見。こういった御意見があったことを踏まえて記載をしております。

なお、先ほども御説明にありましたが、「2020年30%」目標の今後につきましては、ワーキンググループにおきまして引き続き検討を行っているところでございまして、資料では【P】とさせていただきます。次回の専門調査会でお示しをさせていただきたいと思っております。

次に3ページ、第2分野でございます。「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と

生活の調和」につきましては、多様化した一人一人のライフステージに対応した多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和が重要であり、男性の子育て等への参画推進が求められるといった御意見。それから、女性の就業継続支援にとどまらず、円滑なキャリア形成の促進が必要であるという御意見。こういったことを踏まえて記載をしております。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の関連では、非常時においては、女性がより職を失いやすいことへの留意と同時に、今般の事態を契機に生活との両立がしやすい柔軟な働き方が拡大しておりますので、これを今後も進めていくべきといったことなどを盛り込んでおります。

次に当ワーキングが担当しました第9分野は、7ページまでお飛びいただきまして、右側でございます。「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」でございます。特定の働き方や特定のライフコースを前提とせずに、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築することを基本的方向として記載すべきという御意見がございました。

そういった御意見を踏まえまして、税制、社会保障制度、家族に関する法制等の諸制度について、男女共同参画の視点に立って見直しを促進するといった趣旨のことを盛り込んでおります。

次に11分野ですので、8ページでございます。「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」でございますが、SDGsを踏まえ、あらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保すること。女子差別撤廃条約や北京宣言・行動綱領に沿った取組を進めること。男女共同参画に関する国際的な協調は海外からのプレッシャーによるものでは決してないわけですので、首相自らがコミットしたG7やG20などにおける国際合意を確実に履行することといったことを盛り込んでおります。

最後が9ページ、IVの推進体制でございますが、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能をさらに強化すること。状況を適切に把握するための男女別データの利活用の促進等が重要であり、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等を推進していく必要があること。それから、新型コロナウイルス感染症の拡大が性別によって雇用や生活等に与えている影響の違いなどにつきまして調査・分析を実施すること。こういったことなどを盛り込んでいるところでございます。

私の説明は以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

続きまして、ワーキンググループの2ということで、人材・意識ワーキンググループの検討結果につきまして、まず事務局から御説明いただければと思います。

○福田参与 承知いたしました。

お手元のポンチ絵の2枚目の裏側、4ページの右側をご覧ください。第4分野「科学技術・学術における男女共同参画の推進」について御説明いたします。

AIや5Gなどのデジタル技術に代表されるように、今、世界中で激しい技術競争が行われ

ており、優秀な技術者の獲得競争が行われている中で、我が国の研究者、技術者に占める女性の割合は、諸外国と比べると非常に低い水準です。

これまでの男性の視点で行われたことによる開発上の課題の解消などのために、これまでの研究や開発プロセスを見直しの必要性の性を記載しています。

科学技術・学術分野における女性の参画拡大のために、経営や現場での女性研究者、技術者を積極的な登用を求めています。

また、男女の研究者、技術者が研究継続できるように、研究者のライフイベントに配慮すべきであるということも記載しております。

加えて、学校の理数系教育の授業の中で、男女共同参画にも配慮することを求めています。

第4分野については以上でございます。

続きまして、ポンチ絵の最後から2枚目の8ページの左側、第10分野「教育・メディアを通じた男女双方の意識改革、理解の促進」について御説明いたします。基本認識として、幼い頃から形成され、男女ともいずれにも存在する性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に対する偏見や固定観念、アンコンシャス・バイアスについて、男女双方の意識改革と理解を促すとともに、学校教育やメディア領域での政策・方針決定への女性の参画拡大を求めています。

具体的な施策として、校長や教頭などの学校教育における施策や政策・方針決定の中における女性の参画拡大、国民に広く浸透する広報活動の展開、また、メディア・クリエイティブ業界と連携して積極的な情報発信を行うことを求めています。

メディア・クリエイティブ業界と連携して、女性の人権を尊重した表現の推進、各業界における自主的な取組の促進を図ってまいります。また、メディア業界の女性ネットワークの構築と、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、業界団体を通じて要請するとともに、女性活躍推進法に基づいた適用事業者への事業行動計画の活用も求めてまいります。

以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

続きまして、渡辺座長より御説明をお願いいたします。

○渡辺委員 ありがとうございます。

それでは、私からは資料1を基に、第4分野と第10分野について御説明させていただきます。

まず第4分野ですけれども、資料1の38ページから記載してあります。最初は基本認識ですけれども、39ページをご覧ください。ここでは、科学技術・学術分野における女性の参画拡大を進めるためには、意思決定を行う経営層、管理職、現場のトップ、そして、現場の上位職に女性を積極的に登用することが重要であるということに記載いたしました。

また、40ページに行ってくださいますと、科学技術の開発が男性の視点を中心に行われ

てきたことによる問題事例がありますので、新しい視点を求めるために、これまでの男性の視点で行われてきた研究・開発プロセスを見直して、男女の心身の違いやニーズに応じた研究成果を社会へ還元できる仕組みが必要であるということを新たに盛り込んでおります。

そのためには、具体的に、公募型の大型研究や競争的研究費において、男女問わずに責任者となれるよう、採択条件に事業の特性も踏まえつつ、男女共同参画の視点の有無と取組状況を把握できる評価項目をきちんと設定することが必要ですということを盛り込んでおります。

40ページから41ページにかけましては、環境整備について書いてあります。育児・介護等によって研究から一時的に離れざるを得ない場合において、研究プロジェクトの期間の延長や、研究支援者の登用により研究を継続できる方法など、研究者のライフイベントを考慮した競争的研究費の運用を進めるべきであるということを記載いたしました。

加えまして、小・中・高等学校の理数系教育の授業の中で、男女共同参画に配慮することも求めています。これは次の4のところに書いてあります。

続きまして、私から第10分野について御説明させていただきたいのですが、これは81ページになりますので、皆さん81ページをお開きいただきますようお願いいたします。働き方・暮らし方の根底にある性別に基づく固定的な役割分担意識や、性差に関する偏見や固定観念、これらは幼少の頃から長年にわたって形成されてくることはここでも随分議論してきました。4次計画では男性に焦点を当てられてきましたけれども、こうした意識というのは必ずしも男性だけではなくて女性にもあるということから、5次計画では男女双方の意識改革を進めていくべきだということを盛り込みました。

意識改革に当たっては、幼少の頃から学校教育やメディアを通じて理解の促進を図ることが重要ですということを記載しています。

82ページ以降、教育については、校長をはじめとする教職員における男女共同参画の理解を促進するとともに、学習プログラム等への充実を図るべきであること、また、意思決定過程への女性の登用、特に校長への女性の登用を一層促進すべきであるということを記載いたしました。なぜかという、これは日本だけが極端に低い状況があるからです。文科省の一層の取組をお願いしたいと考えております。

84ページにあります、地方の問題も非常に重要でして、各地方を大事にして広報を進めるべきということも記載させていただきました。

メディアについては、率直に申し上げて、これまで取組はあまり強くしてこなかったのですけれども、この取組というのは一般市民に与える影響が大きいですので、この取組が必要だということを書いてあります。性別に基づく役割分担意識の解消に資する情報発信や様々な機関への働きかけなどをしっかり進めてもらいたいことを記載しました。

また、メディア業界そのものについては、5のところに記述いたしました。

以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

次にワーキンググループ3ということで、地域ワーキンググループの検討結果について、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○佐藤企画官 お手元の概要の資料の目次のところをご覧ください。地域ワーキンググループでは、山田委員を座長としまして、都道府県や市町村の代表の方ですとか、男女センターの代表の方をはじめ、有識者の方々を構成員として御議論をいただきました。目次の欄でいいますと、第3分野の「地域における男女共同参画の推進」、第8分野の「防災・復興における男女共同参画の推進」、そして、最後のIVの「推進体制の整備・強化」というところを担当して御議論を深めていただきました。

まず第3分野であります、4ページ目の左側ですけれども、「地域における男女共同参画の推進」です。地方部では、深刻な人口流出や少子高齢化に直面をしていると。近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大していて、その背景として、固定的性別役割分担意識などが根強く存在している。女性の居場所と出番を奪っているといった指摘がある。女性にとって魅力的な地域をつくらなければ、持続可能な地域社会の発展は望めないということを基本認識として掲げまして、固定的性別役割分担意識等を解消し、女性が暮らしやすくやりがいを持って働ける場を整え、意思決定過程への女性の参画を促進するといったことをすると。

施策の基本的な方向として、4つ項目を掲げています。地方創生においては女性が活躍できる地域社会の構築が鍵となるのだということ。また、農林水産業に関しては、女性の関わり方が多様化しており、きめ細かな支援が必要であると。経営への参画ですとか、働きやすい環境の整備を進めていくのだと。また、環境問題への対応においても、意思決定過程への女性の参画の拡大、また、男女共同参画の視点をしっかりと反映していく。地域活動においても、女性の参画の拡大やリーダーとなる女性の育成というものをうたって御議論いただきました。

続きまして、第8分野の防災・復興です。7ページ目の左側であります。防災・復興におきましては、現行の第4次計画において、初めて独立した項目を立てて取組を進めてまいりました。しかしながら、まだまだ取組は道半ばというところもあります。5次計画においてもしっかりとやっていきたいということがワーキンググループでも御議論になりました。基本認識でありますけれども、人口の半分は女性である、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須であると。

また、非常時には、平常時の課題が拡大・強化をするのだと。平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが肝要であると。

国において、男女共同参画の視点を取り入れた取組を一層強化すると。また、実際の災害対応の現場である地方公共団体が、それぞれの段階において、女性が主体的な担い手であることを認識し、男女共同参画の視点を取り入れた取組が進められるように国としてし

っかりと支援をしていく。そういったことを基本認識に掲げまして、施策の基本的な方向で1は国、2は地方公共団体、それぞれに関して防災担当をするような部局と男女共同参画を担当するような部局がしっかりと密接に連携をして、国は率先して取り組んでいくのだと。また、地方公共団体においても、当方で行っているようなガイドラインなどに基づいてしっかりと取組を進めていくということをうたっております。

最後に「推進体制の整備・強化」のうちの地方の部分であります。9ページ目の左側でありますけれども、基本認識のところは一番下の○のところですが、地方公共団体が、男女共同参画センターをはじめいろいろな地域の関係機関・団体と一緒に連携をしながら、それぞれの機能を十分に発揮しながら、地域における男女共同参画を進めていくといったことが大事でありまして、その支援の充実を図るということを基本認識として掲げ、施策の基本的方向の3点目ですけれども、地方公共団体の推進体制、男女共同参画計画の策定を一層促したりといったことを盛り込んだり、男女共同参画センターがその地域の男女共同参画を進める核、場としての大事な機能を持っていますので、そうした機能が十分に発揮できるように支援していくということを御議論いただきました。

御説明は以上になります。

○佐藤会長 続けて、山田座長から御説明をお願いいたします。

○山田委員 地域ワーキングを担当している山田でございます。

地域ワーキングでは、構成員からのプレゼンテーション、有識者や関係省庁からのヒアリングを行い、議論、検討を重ねてまいりました。

まず、4ページの左側だと思いますが、第3分野の地域では、特に地方部で深刻な人口流出や少子高齢化に直面して、とりわけ若い女性の大都市圏への流出が増大していることの危機感を共有いたしました。地方自治体や地方在住の委員も大きな懸念を表明されています。

その背景に、特に地域、中小企業や零細企業、自治会等といった地域の団体や企業に固定的な性役割分業意識が根強く残っており、説明にもありましたが、女性の居場所と出番、つまりは活躍する機会を奪っていることなどが強調されました。

そして、地域の経済社会、農林水産業、地域活動が持続的に発展していくためには、女性が暮らしやすくやりがいを持って働ける場を整え、様々な場面における意思決定過程への女性の参画を促進していくことが重要であるということを打ち出しております。

ワーキンググループでは、本日、お手元に配付、最後のほうについていると思いますけれども、全国知事会からの提言も共有いたしまして、都道府県や市町村を代表する構成員を中心に、第5次計画期間以降も引き続き地域女性活躍推進交付金などによる支援に取り組むよう指摘がありました。

次に、第8分野の防災・復興に移りたいと思います。7ページの左の第8分野を担当いたしました。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応が、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須であることを指摘しております。

そして、もちろん国が率先して進めることはもちろんのこと、先般策定したガイドラインや防災基本計画などによって、地方公共団体に男女共同参画を考慮した取組を促進することを求めています。

最後に「推進体制の整備・強化」のうち、一番最後の地方公共団体や民間団体における取組の強化、9ページの左の一番下でございますけれども、そこでは、地方公共団体が男女共同参画センターをはじめ、関係機関・団体と緊密に連携して、地域における男女共同参画、女性活躍を進めるよう支援の充実を図る必要があるとしております。

政府におきましては、このワーキングでの議論を踏まえて、とりわけ地域の女性への支援、ジェンダーの視点からの防災の取組に一層力を入れていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

次にワーキンググループの4で、安全・安心ワーキンググループの検討結果について、事務局から御説明をお願いします。

○黒木調査課長 事務局から御説明させていただきます。

概要の1ページ、目次のところをご覧くださいまして、安全・安心ワーキンググループでは、第2部のⅡ「安全・安心な暮らしの実現」のうち、第5、第6、第7分野について御検討いただきました。以下、順に概要を御説明させていただきます。

5ページをご覧ください。第5分野でございます。「女性に対するあらゆる暴力の根絶」は、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー、セクハラ対策など、9つの項目で構成をされております。

内容といたしましては、社会的関心の高さなどを背景に、性犯罪・性暴力対策を前のほうに移動させるなど項目順を見直したほか、近年のICTの進化を踏まえ、新たに「インターネット上の女性に対する暴力等への対応」の項目を設けるなど、4次計画からの変更点も多いものとなっております。

次に、6ページをご覧くださいませ。第6分野でございます。「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」につきましましては、貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援と、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備の2つの項目で構成をされております。

内容といたしましては、女性が結婚、出産、育児といったライフイベントを経験しても働き続けることができ、また、十分な賃金を確保できるように、就業、生活面の環境整備を行うことや、高齢、疾病などの理由で働くことができない女性が貧困に陥ることがないよう、個人の生き方に沿った支援を行うこと等をまとめております。

また、近年、我が国での外国人労働者の受入れ増加等も踏まえまして、4次計画よりも外国人が安心して暮らせる環境整備に関する記述を増やしております。

続きまして、第7分野「生涯を通じた女性の健康支援」のところでございます。男女の健康の包括的な支援、医療分野における女性の参画拡大、スポーツ分野における男女共同

参画の推進の3つの項目で構成されております。

内容といたしましては、女性の心身の状態は思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化することや、心身の健康は暴力や貧困などの社会的要因に影響を受ける面があり、性差を意識した課題解決が求められることを指摘しております。

近年、働く女性の増加、出産数の減少による月経回数の増加、晩婚化による初産年齢の高齢化、平均寿命の伸長など、ライフサイクルの変化によって女性の疾患構造が変化しております。これらの視点から、男女が互いの性差に応じた健康を包括的に支援する取組を推進することとしております。

加えて、スポーツ分野における女性の参加を促すとともに、女性アスリートが女性特有の課題に悩むことなく活躍できる環境を整備し、引退後も引き続き活躍できるよう支援することが必要という指摘をしております。

また、スポーツ団体の女性役員比率向上に向けての課題抽出や育成プログラム、マッチング支援等の取組を推進することを盛り込んでございます。

以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

続けて、納米座長より御説明をお願いいたします。

○納米委員 納米でございます。

資料は横置きのものですと5ページと6ページ、資料1につきましては43ページからになります。

まず、全体的な視点として、新型コロナウイルスの拡大は社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしていることを踏まえまして、今般の事態から見えてきた視点を第5、第6分野の基本認識に盛り込んでおります。ただ、今、ポンチ絵を見ましたら、第5分野には拾われているのですが、第6分野にはコロナのことが拾われておりませんが、資料1には56ページに書かれておりますので、後ほど御確認ください。

続いて、第5分野について説明申し上げます。女性に対する暴力の背景には社会において男女が置かれた状況の違いがあり、その根絶には男女間格差の是正が欠かせません。また、暴力は心身への影響が大きく、貧困や様々な困難につながることもある深刻な問題であることを踏まえて、支援の在り方を考えていくことが肝要です。

女性に対するあらゆる暴力の根絶は非常に重要な課題であり、今回、多くの新たな取組を盛り込んでおります。性犯罪・性暴力対策については、政府が初めて方針を取りまとめ、本年からの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間とし、関係府省の取組を強化することとしております。

また、DVに関しては、コロナ禍でのDV対策や民間シェルターの先進的な取組を支援する交付金の創設、児童虐待対策との連携を強化するDV防止法の改正、加害者対応など、近年、大きな動きがあるところです。

また、基本認識には、性別に起因する多様な暴力の被害者に対する支援の充実や相談に対応できる体制整備が重要である旨を記載いたしました。

続きまして、第6分野です。横置きの資料は6ページ、資料1ですと56ページからになります。基本認識冒頭で、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景にして、女性は貧困や生活上の困難に陥りやすいことを指摘しております。これは第2分野の雇用と密接な関係がある問題であり、そのために、第6分野でも、資料1の中身を読んでもいただきますと、男女間賃金格差解消等に言及をいたしました。

また、貧困は全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があります。女性の貧困を解消するためには、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要であることを打ち出しました。

独り親家庭等に対する支援に関しては、養育費の確保に向けた取組を拡充しております。

また、女性であることと社会的少数者であることが交差して生じる複合的な困難については、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることの必要性を基本認識に書き込みました。これらを踏まえて、分野名を4次計画から変更することといたしております。

最後に、第7分野です。こちらも横置きの資料には基本認識のところに拾われていないのですが、資料1、64ページには記されておりますとおり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の重要性を基本認識に掲げている点につきましては、4次計画と同様です。

心身の健康は社会的要因に大きく影響を受ける場合があり、健康課題解決には、背景となる社会課題の解決も求められていることを指摘しています。

その上で、女性の心身がライフステージごとに変化するという特性、及び成育医療の視点を踏まえて、生涯にわたる包括的な健康支援と、ライフステージごとの取組をまとめました。

これらの取組は、先ほど事務局からの説明にもございましたとおり、近年の女性の就業の増加ですとか、出産回数の減少などに伴う疾患構造の変化を踏まえて実施される必要がございます。そのためにも、当事者として、女性の健康課題に気づきやすい女性医師の働き方支援を進めるとともに、医療機関や団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大の働きかけが重要です。

スポーツ分野については、女性のスポーツ参加促進、女性アスリートの健康課題への対応、セクハラや性犯罪の防止、現役引退後も女性が監督、コーチ、スタッフとして継続して活躍できるようなセカンドキャリアの支援も必要と考えております。

以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

これは各ワーキンググループで検討していただいた内容と、座長からも御説明いただいたのですが、基本的考え方骨子案について、後でまとめて御意見なり御議論する時間を取りますので、次に議事の3に移らせていただきます。「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○吉田暴力対策推進室長 資料2-1に基づきまして、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について、簡単に御説明をさせていただきます。

性犯罪・性暴力につきましては、3年前に110年ぶりの刑法改正がありまして、強姦罪が強姦性交等罪になったり、厳罰化が図られたりしましたけれども、刑法についてもまだまだ検討しないといけない点があることから、3年後検討規定がつけられてつくられ今年の7月でちょうど3年になりますけれども、施策をしっかりと調査した上で検討しろということが書かれておりました。

それに対応して、法務省において様々な調査をしましたが、ヒアリングをする中で、刑法や刑事訴訟法などに加えて加害者対応、被害者支援、教育・啓発、そういった幅広い取組が必要ではないかという御意見がありましたので、橋本大臣を中心に関係省庁が連携して取りまとめを行ったというものです。

内容としましては、性犯罪・性暴力対策について、今後3年間で集中強化期間としてしっかりと取り組んでいこうということで、基本的には、強化するものや、新たな取組を盛り込んでおります。

1つ目は、刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処ということで、法務省において「性犯罪に関する刑事法検討会」を立ち上げて、議論を開始したところです。

2つ目が、性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実ということで、刑務所の中等でのプログラムをさらに充実させる、あるいは新たにGPSの活用なども調査することになっております。

3つ目は、被害申告・相談をしやすい環境の整備ということで、被害に遭われた方が二次被害を受けないように、例えば警察において被害届をしっかりと受理する、あるいは今、内閣府でワンストップ支援センターを全都道府県に整備いただいておりますけれども、さらにつながりやすいように、覚えやすい番号の新設や夜間に対応できるようなコールセンターの設置、あるいは若年層が相談しやすいようなSNS相談などの充実を進めていくことにしております。

4つ目は、切れ目のない手厚い被害者支援の確立として、地域における関係機関の連携あるいはの被害への対応、福祉等の関係部局への接続ということを書いております。

5つ目の教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防ですけれども、こういった分野の教育というのは今まで十分ではなかったのですが、性犯罪・性暴力の加害者や被害者、傍観者を生まないための教育ということで、様々な取組を進めることとしております。例えば、よく言われるのが、子供に対して、水着で隠れる部分について、見せない、触られないようにする、触られたら大人に言うといった具体的などころからきちんと教えていって、性犯罪・性暴力を予防していこうということを書いております。

最後に、方針の確実な実行ということで、3年間の集中強化期間の中で、毎年4月にフォローアップをして各種施策を確実に推進することと決めております。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

これは今、まだ検討しているということ。

○吉田暴力対策推進室長 6月11日に決定いたしましたので、今、それをどう進めていくかという具体的な工程を作成しているところです。

○佐藤会長 そうすると、これも基本計画のほうに後で入れるということ。

○古瀬推進課長 反映させます。

○佐藤会長 反映させるということのようですので、そういう意味で、今日、御説明いただいたということですか。よろしいですか。

それでは、これから意見交換に移りたいと思います。今日はオンラインも含めて委員全員参加ということで、18人なのですね。今、もう2時45分をちょっと回っていますので、まず1回目は1人3分以内。3分で止めますので、残ったところは2回目で少し言い残したこと、強調したいことを言っていただくような感じで進めさせていただければと思います。

小山内委員からずっと行って、種部委員まで行ったところでオンライン参加の方6人に移って、納米委員のほうに来るという順番で行きます。ネットの方は一応白河委員、白波瀬委員、末松委員、辻村委員、徳倉委員、堀江委員の順でいいですか。そのような形で進めさせていただければと思います。ですから、種部委員の後はネット参加の方に移りますので、よろしく願いいたします。

それでは、小山内委員から、一応見えていますので3分ぐらいが上限で回っていただければ。

今日は基本的に議論というよりかは、今日出てきたばかりですので、御意見を伺うということにしたいと思います。ですから、いろいろな意見を出していただくほうがいいかと思えます。もちろん事務的にお答えしておいたほうがいいものは後で、基本的には御意見を伺う形にさせていただければと思います。

それでは、小山内委員、お願いします。

○小山内委員 小山内でございます。

まず「基本的な方針」につきましては、これまでは割と理念のみが前面に出て、抽象的な部分があったのですが、第5次につきましては、人口減少社会とか、人生100年時代の到来、大規模災害、世界規模の感染症などという社会情勢の変化や課題について、具体的に明記されていることで非常に危機感が伝わり、この激動の社会をどういうふうに男女共同参画の視点で乗り越えていくかについて、読み手一人一人が当事者意識を持って主体的に取り組む必要性を感じるメッセージになっているなど感じております。

その一方で、第4次基本計画の中では使われていない気になる用語といたしまして、男女共同参画、女性活躍の視点、それから、メディア・クリエイティブ業界という言葉があります。まず、男女共同参画、女性活躍の視点という表現は、随所に明記されていますが、

男女共同参画ということは目標であり、女性活躍はその手段であると思っておりますが、この目標と手段を並列に扱うことで誤解等が生じないか危惧するところがあります。それから、メディア・クリエイティブ業界という言葉なのですが、これは新しい用語なのでしょうか。ネット等で検索したのですけれども、業界の分類にはこのような言葉は見当たりませんでした。あえてメディア・クリエイティブ業界とした趣旨を御教示いただきたいですし、もしこの表現を使うのであれば、定義などの注釈が必要ではないかと思えます。

言葉の使い方として、固定的性別役割分担意識という表現と、性別に基づく固定的役割分担意識と表現している箇所がありますが、これは統一していない何か意味があるのでしょうかということですが、たかが言葉かもしれないのですが、されど言葉ということで、いろいろ考えていってほしいなと思えます。

最後の94ページのイの「男女共同参画センターの機能の強化・充実」のところですが、第4次では、指定管理者の事業実施能力についてや男女共同参画センターを有しない地域への拠点の整備等にも触れておりましたが、今回は明記されておられません。中でも拠点の整備につきましては、国が声を上げていかないと、予算規模の小さな地方公共団体では、今後男女センターの廃止の動きはあっても、新しく設置する動きに至らないのではないかと思います。第5次で明記がなされていないのは、これらの問題は解決しているという判断なのかということをお伺いしたいと思います。

それから、この部分の①のところ「全国女性会館協議会とも連携しながら」云々と書かれているのですが、実は私も今日御参加の納米代表理事と一緒にこちらに関わっておりました。全国女性会館協議会は、会員の会費で運営するNPOです。全国に370余りの男女センターがありますけれども、そのうち会員館は91ぐらいだったと思います。会員館になりたいのですが、負担金が払えず入れないというセンターもあります。本来であれば、協議会には女性関連施設の事業及び管理運営の充実・発展を図ることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与しますという活動目的もあり、会員館にとらわれず、全国の男女センターの中間支援組織として、情報の共有や交流、そして、推進などの役割を果たしてほしいと思えますが、公的な補助金などをいただいているわけでもなく、一NPOでその役割を果たすことができるのか危惧するところでもあります。

同様に、これは防災の75ページのイの③にも「全国女性会館協議会が運営する相互支援システム等によるネットワークを広げるための支援を行う」とありますが、この相互支援システム等によるネットワークの構築に、国として支援していくという解釈でよろしいのでしょうか。実は、この相互支援システムのネットワークを活用できるのは、恐らく現在は会員センターのみという状況だと思うのですが、今後は会員館以外のセンターや、個人でもこの情報の共有ができるような仕組みに変えていくことを国が支援するというふうに捉えてよろしいのでしょうかというところで、お伺いしたいと思います。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

続けて、小西委員からお願いします。

○小西委員 小西でございます。

私は、ふだんは女性に対する暴力に関する専門調査会に参加しておりますので、その立場でお話いたしますと、今回、政府が性犯罪・性暴力対策の強化の方針を打ち出して、とにかく3年間で進めるのだということを、関係する省庁、みんな巻き込みながらこういうふうに言っていたことは大変よいことだといえますか、これから期待できることだと思っております。そういう意味では、今のこの機運を、ぜひそのまま維持してやっていただきたいと思っています。

特に、例えば内閣府に関わることで言いますと、ワンストップセンターは確かに全都道府県にあります。実際の状況は、言葉は悪いですが、お寒いところもたくさんあります。本当にまだ整っていないところもたくさんありますし、さらに、これから法務省のほうで刑法改正について検討される、今、されているところですが、これについてどうなっていくかということにもぜひ関心を払って見ていきたいと思っています。

方針を読ませていただいて、そういうふうに積極的に評価するところはあるのですが、もう一つ、小さいことですが「二次的被害」という言葉が幾つか使われているのですが、実際に専門家や研究者が使っている、それから、この支援の分野に関わる人が使っている言葉は、今「二次被害」と言っていると思います。これは英語のセカンダリー・ビクティマイゼーションの翻訳ですから、「的」が正しいのか、「二次被害」が正しいのかというのはあまり大した議論ではないのですが、そうだとしたら、言い習わされているほうに統一していただいてもいいのではないかと思います。

実は私は都道府県のほうの犯罪被害者条例の作成に関わったのですが、中央省庁でどういうふうに使われているかというのに全体が右へ倣えしがちですので、特にこういう用語についてはそうですね。ですから、そこは検討していただけたらいいのではないかと思います。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 3点申し上げます。1点目は、資料1の5ページなのですが、これは基本構想ワーキングの部分で恐縮なのですが、下から2行目に、ここだけ「考えられる」とあって、ここは何を取り組むかという事項を書く場所ではなくて、何を考えているかということを書く場所かもしれませんが、ここだけ「考えられる」とあって、若干第三者的な感じがしてしまうので、これは「必要である」でいいのではないかと思います。

2点目として、今日、御説明を伺った中で、地域のところについて意見を申し上げたいのですが、所得とかやりがいが少ないがゆえに、今、大都市圏への転入超過が起きてしまっているという危機感を共有することについては全くもって賛成なのですが、それに対して魅力的な職場をつくる必要があるという基本的な捉え方は、魅力的な職場がないからそれが起きているということなので、魅力的な職場をつくれていけばそうはなっ

ていないという意味で「鶏と卵」ではないかと感じました。

その点は第2分野などで述べられておりますように、ダイバーシティを推進することが、イノベーションを促して活力をもたらすのだと。イノベーションというのは、言い換えればみんなの賃金を上げるということです、そういう意味合いをにじませることがもう少しできたら、よりよろしいのではないかと。これは国全体としても言えるし、地域ごとについても言えるのではないかと思います。

それから、地方と大都市圏という対立ではなくて、私も地方の山奥で育ったのでよく分かるのですが、地方の中でも中心部とそれ以外の地域があって、地方の中の中核都市やその中の中心部とそれ以外の場所の間での人の入り繰りということもあります。日本は人口減少社会が本格化するということを社会情勢の現状と課題として第1部の最初に書いているわけですが、コンパクトシティ化など、地方の中でより中心部に集まって住むような人の移動ということを進めつつ、それで各地域をネットワーク化していくということをやすることで、社会全体の効率性や生産性を上げていく必要がある。そこに女性がきちんと関わってやっていただけるような仕組みを考える。そういう考え方をにじませることができたら、よりいいのではないかと思います。

最後、3点目。小山内先生が先ほどおっしゃったことに、決して反論するわけではないのですが、女性活躍という言葉ですね。もちろん両性の本質的平等ですとか、人権ですとか、そういったことが基本ですし、男女共同参画社会の実現ということがゴールであるわけですが、女性活躍が単なる手段かということ、私の理解では、生活とか就労の中で女性が活躍するということは、女性が自立していくという非常に実体的な話であって、それは手段であると言われるとちょっと違和感があるところがございます。もちろん、何か誤解が生じるということであれば、誤解のないように記述したり説明したりしなければいけないと思いますけれども、女性活躍という言葉自体は人口に膾炙しているところもありますので、言葉は悪いかもかもしれませんが、女性活躍という言葉をむしろ利用するぐらいのつもりで、我々の目指しているところを追求していくというぐらいのしたたかさを持つべきではないかということ、かねてより申し上げております。以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 私のほうは、第11分野の「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」ということに関連して、これは男女共同参画のメインテーマではないのですが、最近の新聞報道で大変気になっていることがありまして、それに関連して問題提起をさせていただきたいと思っております。

まず、3月19日付で大きく報じられたのは、アメリカとイギリスとフランスとイタリアとドイツの大統領や首相、あるいはニュージーランド等の大使館が、日本における子供の連れ去り、共同養育権の実現ということのみを議題として会議をしたという記事が大きく出ました。

そして、6月17日付の共同配信記事、先ほど会長にもちょっとお見せしたのですが、まだあまり皆さんに知られていないようで、このタイトルは、「日本におけるEUの子の国際的・国内的な親の拉致に関する欧州議会決議」、こういう仰々しいタイトルですけれども、これは欧州議会が全会一致で日本政府に求める決議案を採択したというものでございました。

要するに、中身は、昨年3月5日だったと思いますが、国連の児童の権利委員会が日本政府に勧告をした中に、子どもの最善の利益に合致する場合に、共同養育権を行使できるように改定する、あるいは、別居親との接触を続ける方策の実現、こういうことを求める勧告を出しました。児童の権利条約の9条の第1項には、子供は父母の意思に反し、切り離されてはならないと、こうあります。私は、この会議で常に「子供の最善の利益」を第一に考えるということを主に主張してきましたが、そういう観点から少し議論をする必要があるのではないかと思いました。

それから、これはG20でもグループ会議でイタリアの首相が、これはフランスの大統領が総理に直訴したそうでございますが、日本人妻の実子誘拐は容認できないと直訴したと新聞に報じられておりますし、G20でもイタリアの首相が、両親の権利について懸念を表明したということも問題になっております。

なぜこのことをこの場で取り上げるかといいますと、先ほど拝見した要旨の8ページの中に「国際会議の議長国となる場合」というものがございました。そういうことが将来出てくるとすれば、これは先ほど申し上げたように、男女共同参画のメインテーマではございませんけれども、関連してこの問題が持ち出される可能性もございます。かつ、議員の勉強会も始まっておりまして、若手の議員の勉強会も取り上げるようございますから、この問題についてきちんと議論しておく必要があるということだけ問題提起させていただきます。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、種部委員、お願いします。

○種部委員 私からは、まず第1分野の中で政治分野のところについて少し述べさせていただきます。地方政治というものを少しかじってみるとよく分かることなのですが、縦型のほうの資料の15ページのところに政治分野における女性参画の状況、情報収集というところがあるのですが、これはまだ情報提供、啓発とか、そういうレベルなのですけれども、もう少し具体的にどういう状況が女性が政治分野に入りにくいところかを分析するというのは、目標としては非常に柔らかくしか書いていないと思うのです。

現状での問題点を考えますと、例えば③にあるように女性の政治参画への障壁があるのは、これは前にも申し上げたかもしれないのですが、議会の育休、介護休暇の際に、報酬を返還することが公職選挙法に引っかかります。かといって、参加せずに議会議場をテレワークでやろうとすると、議場に参集しなくてはならないという決まりがあります。物理

的に難しい部分というのは、これは法律を変える話なので、実は公職選挙法だと考えています。そういうところは少し分析をする必要があります。現在、見えているものに対して言葉が一言も入っていませんでしたので、法律の問題、公職選挙法の問題だということを少し打ち出していきたい気がいたします。

もう一点は、女性が今やっている仕事を辞めて政治分野に参画する気持ちになれるかどうかということで、女性は生活の安定とか、家族を守ることを考える方が多いですから、そういたしますと、例えばセカンドキャリアとして、議員は兼業ベースで議員をやる。そして、それをかなえて、そういう働き方、議員との両立をさせていただけるような企業に対してはインセンティブがあるようなことがあってもいいのではないかと思っていました。

もう一つは、選挙を越えなくてはなりません。その選挙のときに、地域からの特に地方議会というのは地域から推されてくる者ということになるわけですけれども、これは地域のほうの分野がありますね。37ページにあったかと思うのですけれども、地域というところで自治会の中の女性の参画、ボリュームも少なく、「地域活動における男女共同参画の推進」のところなのですが、この中で自治会とか、体育協会ですとか、防犯とか、あるいは消防とか、そういう組織に女性がたくさん入っていると女性のコミュニティーが作りやすいのですが、そういうところはほとんど男性で構成されていることによって、なかなか地域の代表として女性を押し上げるという風土ができないと考えていますので、ここがセットではないかと思っています。言及できるかどうか分かりませんが、考慮していただければと思います。

もう一点は、ハラスメントのことについてです。これは私は安心・安全ワーキングの中に入っていましたので、そちらのほうでハラスメントについても盛り込んだりさせていただいておりました。ハラスメントについて抜けているなと思っていたところは、場所が2つあるのですけれども、一つは52ページのところでセクシュアルハラスメント防止対策というものを打ち出しています。この一番下のほうの「具体的な取組」の中に②と③のところがあるのですが、国家公務員については人事院規則の中でいろいろな措置、外部相談窓口ができると思うのですが、地方において教員の場合、先ほど、校長先生の女性の成り手が少ないということをおっしゃっていたのですけれども、セクハラ的外部相談窓口というのが公務員については非常に難しく、学校の先生というのは、特に小・中学校の先生は、市町村の学校が多いわけです。ところが、雇用自体は都道府県ということになっておりまして、都道府県の人事課とか、そういう外部相談を受けられるようなところは全くなくて、直接訴えるところは教育委員会しかないということになります。

そうしますと、今、ハラスメントで、これはセクハラだけではなくてパワハラも女性の場合は受けやすいということで、なかなか登用されていきにくいという風土を変えるための仕組みがないのではないかと思っています。

同じようなことが84ページに書いてあるのですけれども、ここはマタハラしか書いていないのです。マタハラだけではなくて、比較的教員というのは育休も取りやすい状況には

あるのですが、セクハラやパワハラですね。そのようなものでガラスの天井をつくられているときに訴える場所がないということについては、少し認識を持っていただければと思います。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、オンライン参加の方に移りたいのですが、白河委員が最初で、その後、辻村委員、徳倉委員、堀江委員で、まだ白波瀬委員が入っていないみたいなので、入られたら最後という形にします。

まず確認で、聞こえますね。辻村委員も徳倉委員も堀江委員も聞こえますか。

○白河委員 非常に音声の聞こえが悪く、どうも事務局によるとマイクによって差があるようなのです。高橋先生が使われたマイクが多分いいのだと思うので。

○佐藤会長 分かりました。

それでは、白河委員、お願いします。

○白河委員 ありがとうございます。

今日は、オンラインでこちらに参加したのは初めてなのですが、今後もこういう取組が拡充していくことが女性の働きやすさにつながるので、ぜひよろしく願いいたします。

まず御礼申し上げたいのは、今回、6月11日に発表された性犯罪・性暴力対策の省庁横断的な方針の強化ですね。本当にこれがすばらしく、橋本大臣からも、ワンツー議連の皆様からも非常に力強いお言葉をいただいております。特に今年の性犯罪の刑法改正に当たって、今、10グループの方たちが協働で努力していらっしゃるのです。皆さんも喜んでいらっしゃいましたので、まず、これが出たこと、御礼を申し上げたいと思います。

その中でも、教員のハラスメント、性犯罪に関してもしっかりとと言及されています。そういったことで首になっても3年で免許がまた取得できるといったような実態、教員の免許の状態が今どうなっているかということの一元管理、そこにも再発防止のためにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから、今、とても話題になっておりますベビーシッターの性犯罪問題です。マッチングでベビーシッターを雇うというインターネット上のサイトで、これにおいて2件性犯罪が行われたことが発覚しました。こちらは政府の補助金が入っておりますので、再発防止に対してもう少し具体的なものがあればいい、例えばオンラインマッチングというのが政府の公金が入るものとしてどうなのかとか、そのようなことに関してもしっかりと議論をお願いしたいと思います。

それから、先ほどポンチ絵のほうでオンライン共有していただいたものはほとんど見えなくて、こちらの資料1のほうでお話しさせていただきたいのですが、資料1の27ページ、28ページ辺りで、働き方のところですね。テレワークが本当にコロナで急速に拡大しまして、柔軟な働き方、今回、場所は限定でしたけれども、テレワークです。オンラインの可能性が広がることは、確実に女性の活躍を推進します。

テレワークについての記述が割と少なめです。今、各企業や各種調査会社などがテレワークをしてどうだったかを調査しています。しかも、初めてテレワークをしたという人が半分以上なのですね。テレワークをしてどう意識が変わりましたかというような、内閣府でも調査されています。内閣府の6月のアンケートでは、女性においては20代は8割がテレワークのような働き方を今後も選択肢の一つとして検討したいとはっきり答えていました。ぜひ、最新の調査などを盛り込み、また、テレワークに関しての子供のいる人いない人や男女差などのデータをしっかり踏まえた上で、テレワークを今後さらに緊急対応だけではなくて継続的な働き方の選択肢の一つとできるようにしてほしい。また、企業にとっては自分の生産性を向上し、企業の利益に貢献するような新しい働き方の一つです。柔軟な働き方を企業が拡充していくような方向づけをもう少し盛り込んでいただけたらと思います。

その中の一つとしては、柔軟な働き方の取り組みについて、有価証券報告書に記載したりとか、そういったことですね。男性の育休に関しても、今回は有価証券報告書のほうに取得状況などの記載があるようになるということを少子化大綱のほうで書いてもらいました。同じように開示できる仕組みがあるといいですね。もう一つは、男女共同参画なので、男性に関しての記述を独立させてつくってもいいのではとないか思いました。

67ページ、68ページの「ライフステージにおける取組の推進」、こちらのところなのですけれども、細かいのですが、67ページの一番下に、10代の性感染症や人工妊娠中絶の実施および出産数等の動向を踏まえつつ、性感染症の予防や避妊方法を含めた性に関する教育を推進するというところがあります。10代のところにはしっかり避妊というものが入っているのですけれども、いつ産むとか、何人産むとか、産まないというのは、女性の選択肢です。10代に限ったものではございません。妊娠・出産に適した年齢とか、そういった教育をするときに、必ず妊娠を望むとき、望まないとき、両方の知識が必要であり、避妊、そして不妊の知識が両方必要であるということを明記していただいたほうが分かりやすいのではないかと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、辻村委員、お願いします。

○辻村委員 辻村です。よろしくをお願いします。

3点に絞って申し上げます。恐らく一般の方がこの5次計画に期待をして、特に書いてほしいと思っていると見られる3点です。第1点は、4次計画をどのように総括するのかというところです。これについては、私もワーキンググループで随分いろいろ厳しいことを申し上げまして、皆さんのお手元の骨子案では、2ページですけれども、4次計でいろいろ取組をしてきたが、「しかしながら」とありまして、2ページの一番下、我が国の男女共同参画の推進状況は、非常に遅れたものとなっているという分析をしております。また、6ページにも、外国と比べると大きく差を広げられているという書きぶりをして、自

己批判をしているということはよく分かったのですが、4次計をどのように総括するかということでは、こういうふうに非常に遅れたことの原因、理由は何なのか、ということが、なかなかこの文章からは読み取れないのです。

ただ、全く理由が書いてないわけではなくて、例えば4ページなどに、アンコンシャス・バイアスがあった、あるいは固定的な性別役割分担意識などが大きな障壁となっていると書いてあるのです。そこで、こちらも、分析をした結果、原因を考えてあるということが分かるような書きぶりにできないかと考えます。提案としては、2ページからの2の現状及び課題のところ、3ページの2行目辺りに「こうした現状と、その原因」とか、例えばそういった言葉を書き込んではどうかと思います。一応、原因も考えてあるので、内容の検討だけではなくて、5次計ではそれを明確にしていく必要があるという意味で、課題を明確にするという書きぶりがよろしいのではないかと。これが第1点です。

それから、一般の方が書いてほしいと望んでおられると思われるのは、LGBTです。これはこの専門調査会でも随分出てきました。どこに書いてあるかということで探しましたが、60ページに第6分野のところに出てきます。「性的指向・性自認に関すること」というものが出てきて、それに加えて女性であるという複合的差別が問題とされています。複合的な要因があった場合に留意すべきであるという形で出てくるのですけれども、この性的指向の問題について、女性であることに限って書いているというのはどういうことなのでしょう。レズビアンだけ対象にしますよという話に受け取られてしまいますね。性自認に関することでも、女性であることと関係しないと対象にしないかのような誤解を生むと思います。そうすると、もともと身体的には女性であって、男性と自認しているというときだけなのか、その逆は含まないのかということにもなりかねませんので、一般の関心からすると、このLGBTのところをもう少し誤解のないように書き込んだほうがいいと思いました。

3点目が、これは一般的にポジティブ・アクションについても随分関心が高いところだと思います。38ページ、第4分野、学術のところでは、ポジティブ・アクションという言葉がたくさん出てくるのです。四角の中の下から3番目の○でも「ポジティブ・アクションの取組支援が必要である」とたくさん書いてありますから、どういうポジティブ・アクションがこういう学術分野でできるのだろうか、と気になります。

例えば私などが今まで、諸外国と比べて調査したりしてきたのですが、この第4分野でポジティブ・アクションがたくさん出てくるのに対して、第10分野では全く出てこないのです。探しましたら、84ページに実は1か所だけ女性枠が出てきます。女性枠が出てきましたのでどきっとしました。クオータをしようとして書いてあるのだと思って読んでみますと、どういうときに入れようかという、結局、校長や教頭への昇進を希望する教員が参加する研修において女性枠を実施することというのが出てきて、強い制度である女性枠がこの場面だけ、研修の1か所だけに出てくるのです。これは何か非常に奇異な感じがします。先ほどの学術分野でポジティブ・アクションが必要だと書いてあるため、どういうポジテ

イブ・アクションがあるのか、その中で女性枠が入るのかという疑問をこちらが持っていたわけですが、第10分野で、研修のところだけ女性枠が書かれているのも違和感がありますので、御検討いただければと思います。

以上が3点です。以上で終わりなのですが、蛇足で恐縮ですが、最初に鈴木座長がおっしゃったように、202030のその後のことは、この次の専門調査会で議論するというので、まだ回答に至っていないのです。ワーキンググループの課題になっているのですが、ここにおられる専門調査会でもかなり詰めた議論をする必要があるのではないかと考えていますので、これはメールなどでの御意見でも結構ですので、どのように皆さんお考えかという御意見をお寄せいただきたいと、個人的に考えております。よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、徳倉委員、お願いします。

○徳倉委員 徳倉でございます。よろしく願いいたします。

意見がかぶっているところは省かせていただいて、かいつまんでお話ししたいと思えます。

まず「女性に対するあらゆる暴力の根絶」のところ、資料1でいうと45ページ辺りだったと思いますが、男性の被害者についても述べていただいている点はあるがたかかったかと思っています。ここで議論すべきかどうかは難しいところなわけですけれども、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」ということで、基本的に被害に遭われた方々にどういうフォロー体制をしていくのか、暴力を許さない社会をどうつくっていくのかということが非常に多く述べられているのですけれども、加害者に対するアプローチというものをどういうふうにして国としてしていくのか。確かに暴力を振るってしまうということで、いわゆる本当の加害者になっていて、刑事事件になるケース、たくさん多くなっていますけれども、こういう方々にどうアプローチをして、そういう加害行為を起ささないようにするのか。こういう点についても踏み込んで議論するタイミングになってきているのではないかと。

それは、被害者の方々が何かしらで逃げないといけない、プライバシーに配慮して、どうしてもそういう方々が自分から身を守る行動を取らないといけないというだけではなくて、加害者がそういうことをしなくなるようなアプローチを国としてどう立てていくのか。薬物でいえば、そういう医療施設に入ってセラピーを受けていくだとか、民間の施設に入って薬物依存を排除していくような形にはなりますけれども、女性に対する暴力、DVに関しても、同じようにケアを必要とする加害者もいますので、その辺についてどういうふうに関心を持って議論をしていくのかというのが、一つ大きなポイントになってくるかと思っています。

全体を通して、ここは専門調査会の中で、それぞれの表現の中で総論の部分と各論の部分があるのですが、末尾が「充実させる」とか、「促す」とか、「周知する」とか、「図る」というところでどうしても終わってしまっていて、これは4次計のときもそうですし、

5次計でもこういう形になっていこうかと思えますけれども、そこから国としてどういうリソースを割いてそれを行っていくのかまでさらに突っ込んでいかないと、5次から6次になっていくときも、さらにひどくなりましたねということになりかねない。この文言を変えろということではなくて、どういうふうに促しながら何のリソースを使うのか、周知をするならばどのパーセントまで行くのか、図るのならば何をもって図っていくのかということをもっと具体的にもう一つ踏み込んでいく形で表現をしていく、もしくは何か資料のようなものでこういうふうに目指していくものをつくっていくような、ある程度の指標を求めていかないと、非常に絵に描いた餅になっていくのではないかということをお私に危惧しております。

以上になります。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

堀江委員、お願いします。

○堀江委員 よろしく願いいたします。

私からは3点お話しできればと思います。まず3点の前に大前提なのですが、先ほど、辻村委員もおっしゃっていましたが、今回、管理職比率202030と呼ばれるものを後ろ倒しにするというように、これは報道としても出ておりますし、こちらの5次計でも書かれているところなのですが、そこに対して、特に私と同じ世代の30代中盤の経営層に今後関わっていきたいと思っている女性たちがかなり驚愕をしております、それに対しての課題の整理だったり、今後どうしていくのかということに関しての提示がない部分に関しての怒りみたいなのところも、実は方々から出ています。

こういった点において、この怒りを抑えろとか、そういうことではなくて、冷静に課題分析が必要かと思っております。なぜそれができなかったのか、そして、今後いつまでにどういうふうにしていくのかということ、報道としては2030年までに後ろ倒すという点が出ているのですけれども、もう少し具体的に5次計の最初のところに記載をするというところが必要になっていくのではないかと考えております。

ここから3点お話しさせていただきます。1点目に関しまして、今回、アンコンシャス・バイアスについてかなり書いていただいたというところはすばらしいところだと思っております。ただ、今回だけ書いても意味がないと思いますので、意識は継続していかないと意味がないですし、固定観念が多く課題の温床になっているというところがございますので、ここは継続的に記載をいただきたいと思っております。

その上で、82ページにまずは言及していきたいと思うのですが、この82ページの点で男女別のデータなどを、実は82ページだけではなく91ページでもいろいろと男女別のデータだったり、課題の分析みたいな、男女共同参画のデータ研究ということは書いてあるのですが、これが何を示すのかということをもっと具体的に書いていただきたいと思っております。必ず入れていただきたいというのが、単純に管理職が何%か、固定観念が何%ということではなくて、課題が見える化するような、どういうふうな因果関

係になっているのかが分かるような形での研究が必要だと思っています。

例えば、固定観念がこういう状態なので、就業率がこうなっていて、そこから管理職比率がこうなっているだったりとか、固定観念があることによって就業率が低くて、独り親の女性が多くて、子が貧困になっているとか、そういった全部が全部時系列になっているわけではない部分もあると思うのですが、こういったところをしっかりと研究として触れていくというところも具体的に書いていただく。こういった研究をしていくのかを書いていくというところが必要かと思っています。あと、調査や研究では個人の意識だけではなくて、職場での意識というところも加えていただきたいです。

アンコンシャス・バイアスについてもう一点なのですけれども、イの「男女平等を推進する教育・学習の充実」の①に「初等中等教育において」と書いているのですけれども、もちろん初等中等も大事なのですが、これから就業していくということを考えると、高校、大学、特に高校からの教育がとても重要になってくるのですが、あえてそこを記載していないことにすごく違和感を覚えています。むしろ高校、大学で意識が固まっているということがございますので、ここに対しても記載をいただくということをお願いできればと思っています。

先ほどお話しした研究のところも踏まえて、女性管理職30%の課題というところを入れていくところは、1点目、大きく言いたいところになります。

2点目、3点目は簡単にお話しできればと思います。先ほど、白河先生がおっしゃったところと少しかぶるのですけれども、テレワークについて、特に地方はテレワークはもういいやみたいな感じでどんどんリアルになってきてしまって、せっかくこういった働き方がしっかりと変わっていくタイミングにもかかわらず、本当に緊急のときだけになってしまっている状況になっているのは、懸念があります。特に行政がそうなっていることが往々にしてあるのですけれども、ちゃんと行政のところがテレワーク化できるように、そして、地域がちゃんとそういった対策ができるように調査をしていくことが必要かと思っています。

3点目は、こちらも白河先生、徳倉委員がおっしゃったところのキッズラインとか、性犯罪のところになるのですけれども、これに関しては犯罪歴証明書がすごく重要なポイントかと思っています。諸外国では、こういった犯罪歴証明書を出していかなければ子供と関われないというものがあると思うのです。ですから、オンラインのプラットフォームかが問題ではなくて、こういった犯罪歴をちゃんと見える化する、そして、徳倉委員がおっしゃったように、それが再犯防止になるような施策も含めていくというところは、もう事件として起こっていますので、そういった対策はかなり強く行っていただければと思っています。

以上になります。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、またこちらの会場に戻って、納米委員、お願いします。

○納米委員 納米です。

まず、第9分野で制度等の検討という点について踏み込んだ記載をしていただいたことは非常によかったと思います。例えば、諸控除のさらなる見直しですとか、第3号被保険者を縮小する方向での検討ですとか、また、民法の改正に関しても検討を進めるというような記述が見られまして、これはぜひ進めていただきたいと思っております。

こういった制度と意識とどちらが先なのかという問題で、アンコンシャス・バイアスも確かに大事だとは思いますが、制度が意識を規定していくという部分があると思いますので、制度については改正を進めていただきたいと思っております。

その制度の一つでもあると思うのですが、これはワーキンググループの中では話が出ました、各種の給付についてです。今回、特別定額給付金のことについて、DV被害者への給付について随分問題が指摘され、いろいろな措置が取られました。49ページには、各種給付については、配偶者からの暴力の被害者やその子供の置かれる状況に十分配慮すると今回入っておりますが、ワーキンググループの中では、これは別に暴力の被害者だけの問題ではないであろう、世帯単位ではなくて個人単位ということを考えていく必要があるのではないかという話が出ております。非常に大きな話になってくると思います。ですが、こういったことについても検討していかなければいけないのではないかということをお願いいたします。

次に、24ページのところに、先ほど来何回かテレワークのことについて肯定的な御意見も出ていらっしゃるところでございます。確かにテレワークは非常に便利でもございますけれども、今回、テレワークの下で家事・育児分担がどのようにされたのかということについては、検証したほうがよろしいのではないかと思います。

また、そもそもテレワークをできる類いの職種とそうではない職種というものがあるわけですから、リスクへのさらされ方についても格差が出てきますし、また、サービス業で働く女性が多い、そのサービス業で働いている女性たちはテレワークが不可能であるといったことで、また違う格差のもとになっていったりはしないかということも気をつけなければいけないのではないかと思います。

最後に、小山内委員からの御指摘についてなのですが、まず、全国女性会館協議会は、NPOとして中間支援的な機能を果たすということを目的に活動しております。でも、研修会ですとか全国大会等は別に会員限定のみのプログラムではございませんので、できる限り開いていきたいと思っておりますし、相互支援システムにつきましても、こちらについては今後会員館以外にも開いていく方向で検討しているところでございます。

以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

続いて、原委員、お願いいたします。

○原委員 原でございます。

少し個人的なこともお話に入ってくるかと思いますが、私は3月まで男女共同参画セン

ターの配偶者暴力相談支援センターで仕事をしていました。DV対策の仕事をしていて、4月から生活困窮者自立支援法に基づく生活自立支援センターの支援の仕事をしています。まさにコロナの影響を最前線で見ることができる現場で、今、仕事をしているところなのですけれども、相談を受けていて感じるのは、恐らくこの相談に来ている方々のお家は過去にDVがあったとか、もちろん現在進行形の方もいるのですけれども、そのような状況にも関わらず一度も相談されることなく、生活困窮者となった段階で初めて相談に来ているという状況が多く見えてきます。そういう方々は、プライバシーの話も入るので抑えませけれども、何らかの疾患を抱えていらっしゃる方が非常に多くて、まさに今回の計画の第5、第6、第7分野をそのまま仕事で見ているような感じなのです。

私が生活自立支援センターで仕事をしています。一つ、仕事のしやすさを感じているのは何だろうと思ったら、とても連携体制がしっかりしているのです。これは配暴センターで仕事をしていた頃よりも明らかにケース会議の回数も多いですし、役割分担もはっきり分かれています。そういうところを見ると、今後、DV対策の中で、そういう連携体制、連携をやりましょうということはずっと前から言われているのですけれども、具体的な取組というものを私たちがよく練ってやってこれなかったのではないかと、現場が移ったがゆえに見えるところもあります。

DVの分野でも性暴力もそうかもしれないのですけれども、相談件数がなかなか伸びないというのは、もしかしたらそれは相談体制の構築も大切なのですけれども、相談に来られる方々がこの先どうなるのかというイメージがなかなか湧かずに、出口が見えない中で相談をしにくいのではないかと逆に感じる場所もあるのです。生活自立支援センターの場合だと出口が見えやすいので、そういうものを提供するというか、見えやすくして、相談をもっと増やすということも大切だろうと思います。その一つとしても、加害者プログラムというのは一つの切り口になるのかもしれませんが、いずれにしても被害者支援がもっとはっきりと中長期的な支援体制をどうしていくのかということ、今後明確にしていく必要があるのではないかと考えています。

性犯罪の取組を強化していくことも非常にいいと思います。個人的には、DVの配偶者間の性暴力がなかなか性犯罪として取り扱われないところに長年、現場で被害者を見てきたがゆえに何ともいえないやり切れない感情を持つこともありました。配偶者間でも性犯罪である、そういうことも今後ぜひ変わってほしいと思います。

最後に、子供たちに対する予防教育ですね。これも学校との連携が重要になってくるだろうと思います。この性犯罪・性暴力の概要の5ページのところで、㊦ですね。具体的にこういう取組を推進していこうということで子供たちに対する取組が書かれているのですけれども、これはあくまでも恐らく基本的な考え方のものであって、エビデンスと子供の実情に合わせて丁寧にプログラムをつくっていく、伝えていく必要があるだろうと思います。全般的には、私は学校教育の現場との連携をさらに推進していく必要があると感じています。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

室伏委員、お願いします。

○室伏委員 ありがとうございます。室伏でございます。

今、皆様の御意見を伺っていて、できるだけ重ならないところをお話しさせていただきます。

この第5次計画案、第4次までと比べてずっと踏み込んだ具体的な案になっていると思っており、これが実現できれば日本はよい国になるのではないかという期待を持っておりました。もちろん分野ごとに具体性が異なっていると思いますので、それはまた考えていく必要があるのだらうと思います。

3点お話しさせていただきたいのですが、最初に、資料1の3ページに、地方における人口流出のことが書いてあります。これは女性が働きやすい、女性たちにとって環境がよくないために、都市に出ていってしまうという課題があるということなのですが、ここでもう少し踏み込んで、実際に女性が働きやすい環境、あるいは男女両性が暮らしやすい環境を持ったまちづくりが必要ではないかということまで、踏み込んだ記載をしていたら良いのではないかと思います。

4ページから、人生100年についての記載があります。女性の健康寿命の延伸が、人生100年を豊かなものにするためには極めて重要だと思っております、ライフステージを俯瞰した健康・医療政策がこれから極めて重要な課題になってくると思っております。

この件については、特に女性を対象にしたものとしたしましては、性差医療の重要性を社会にもっと広めていく必要があるだらうと思っております。種部先生がいろいろなところで活動をされていますけれども、こういったことが社会に知られていないのは残念ですので、もっと広めていくような施策を考えていただきたいと思います。私も微力なのですが、AMEDの領域中に性差医療のテーマを一つつくるために努力いたしました。

最後に38ページですね。度々科学技術・学術分野における女性の活躍ということを申し上げてまいりましたが、とても具体的に様々なことを書き込んでいただけて、本当にうれしく思っています。ありがとうございます。

ここで述べていますように、AIなどの技術の進歩が非常に進んでおりますが、AIにおいて機械学習をさせるデータは男性のデータがほとんどであるという大きな問題があるわけで、何とかここで改善していかないと、男女共同参画が逆方向に進んでしまうのではないかという危惧があります。その点について、これから私もいろいろなところで発言していきたいと思っておりますけれども、男女局からの広報もお願いしたいと思います。

女性の研究者、技術者の育成ということについても、また、裾野を広げるということについても書いていただいている、大変うれしく思っておりますが、性差を意識した研究・開発ということについてももう少し世間で知っていただきたいと思います。実は経団連とか、ロータリークラブとかで講演をさせていただきましたら、皆さん、そういうことを全然御

存じないとおっしゃっていて、知っていただくことがとても第一歩だということを強く感じました。ぜひこの第5次基本計画の中で社会に広めていくようにしていただきたいと思っています。ありがとうございました。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

続きまして、山田委員、お願いします。

○山田委員 山田でございます。

3点、発言させていただきたいと思います。まず、第3分野に関しまして、鈴木委員や種部委員から御意見がありましたので、それにお答えさせていただきます。鈴木委員、大都市、地方といっても中核とそうではないところがある。それも正しいですし、また、大都市の中にも地域社会というものがあって、例えば私は東京の下町の男女共同参画の委員もやっているのですけれども、そこでは町内会とか零細企業とか零細企業団体みたいなところでは結構な意識の遅れが見られるということで、大都市、地方という軸と地域社会という軸というものが2つあるということでございます。

種部委員の御指摘にもあったのですけれども、自治会や町内会等では女性比率が低いと。でも、調べたところ、それでも、ある県では町内会長の割合が低いのですけれども、まだ高いところもある。でも、さっぱりのところもある。この差はどこから来るのかということをご意見を伺っていただいたところ、37ページの下のように、いろいろ県から働きかけて多様な住民が参加しやすい活動の在り方の啓発活動をしていった結果、少しは高まったということがあったので、ここに書き加えさせていただきました。

第2点は、労働の分野なのですけれども、女性がやる気を失うような構造があるというのは事実だと私は思っております。私は地方においていわゆる結婚活動をしている若者にインタビュー調査等を行っているのですけれども、もちろん相手がいないといった愚痴もあるのですが、仕事の愚痴も結構聞かざるを得ないというか、耳に入ってきます。例えば、ある地方のある企業では、一般職は全員女性で、総合職にちらほら女性がいる、一般職から昇進はできないといったような、自分たちが全部仕事を回しているのに総合職の男性が威張って給料は倍であるみたいな話をよく聞きます。さらに、ある団体では、正社員の女性もいるけれども、契約社員は全員女性であり、そこではもう幾ら頑張っても給料の昇格はない。つまり、正規・非正規格差ということだけではなくて、総合職・一般職格差があって、一般職には女性しかいないといったような問題も、構造的に問題として取り上げていただければありがたいと思います。

学生等に聞かしても、最近は仕事を長く続けたいから一般職になりたいとか、管理職になりたくないという女子学生が実際に増えてきております。これは昔、清家元慶應大の塾長から聞いた話ですけれども、日本の中間管理職はとてもではないけれども割に合わない。上からいろいろ言われ、下から突き上げられ、収入は大して上がらず、時間だけ取られる。でも、それでも中間管理職になるのは、次に役員というおいしい職があるからそこを乗り切るという話だったのです。たしか前にも言ったと思うのですが、それは女性にと

っては、日本の中間管理職の在り方というものを再考する必要があるのではないかと思います。

私はNWECの運営委員を3月までしていたのですけれども、そこでも校長先生の仕事満足度は高いけれども、教頭先生の仕事満足度は非常に低かった。だけれども、校長になるためには教頭にならなくてはいけないという構造がどうしてもあるために、上に行くことをためらってしまう女性が出てきてしまうということもあったので、男女に直接関係ないとはいえ、そのような構造があるのではないかというのが第2点です。

第3点、白河委員、納米委員等がテレワークについて触れられていました。私は今、ある研究所から頼まれて、テレワークが家族に与える影響という調査を分析しているのですけれども、男女とも独身者にとっては大歓迎なのですけれども、家族を持っている女性にとっては不満がかなり多いというのが、今、出てきておまして、つまり、性役割分業がそのままテレワークに入ってしまうと、女性のほうがいわゆるダブルワークをその場でしなくてはいけないというつらさがあるので、ただ単純にテレワークだけを進めれば良いというわけではないような気がしております。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いいたします。

○横田委員 ありがとうございます。

私は、まず基本的な姿勢の中で、人生100年時代で終身雇用ももたなくなってくる可能性があり、新しい働き方ということも視野に入れていく必要がある、人生を長い目でいろいろなステージに対応していく必要があるという文言の記載とともに、フリーランスの件や新しい働き方に関して今回記載がなされていることを歓迎したいと思っています。

ただコロナ以前であればやっと思いで書いて頂けたと思うのですが、今回のコロナ禍ではっきり分かったのが、セーフティーネット格差です。正社員で雇用されている者の中だけではなくて、フリーランスなど新たに出てきた働き方の方々が漏れていることが明るみに出ました。よい面では、リモートワークが本当に加速度的に動いたということ、逆に残念なことではあるのですけれども、本業が厳しくなった分、副業を始めざるを得ない方もいらっしゃるし、今回のコロナは新しい働き方をより前進させてしまったとも言えると思っています。

なので、素案で多様な働き方の部分が雇用に寄っておりますが、その周辺の働き方に関するところを想定より早く手をつけるべき点がたくさん出てきていると感じております。

その上で、具体的に3点ほど申し上げます。まず、他の先生方からも出ていますけれども、リモートワークについてです。私が危惧している点は、地方の企業さんでどれだけデジタル化、リモートワーク化を進められるかという点になります。最近の内閣府の世論調査でも出ていましたけれども、確かに都市部でのテレワーク経験者は多く、地方部で経験率が低めであるということが出てきています。

一方で、弊社のほうで最近採用活動をして、リモートワーク、オーケーとしたら、正直、かなりの応募があったのです。そのうちの8割が地方の女性でした。その理由は、一つは最低賃金が違うので、明らかに東京の企業だと賃金が高くリモートで雇ってもらえるというのがありますし、恐らく地方部で、まだリモートワークを受け入れる体制ができていないという点もありますので、地方部でそういったことを気づかないうちに、住んでくれているのはうれしいのだけれども、東京の仕事をしている。それでも構わないのだけれども、実は自分たちも体制を整えれば有能な方々に活躍してもらえる可能性に気づいていない中小企業があるのではないかとということを危惧しているので、その点が1点目になります。

2点目は起業についてです。人生100年時代になって、今の30~40代ぐらいになると起業も60を超えてからという可能性はありますが、もしかしたら今の10代の子たちというのは30歳ぐらいで正社員として半分働きながら起業もしているというスタイルが当たり前のようになっている可能性が高いと思っております。中高時代、大学時代から、起業という働き方があるのだということを教育の中でもうちちょっと触れる機会を増やし、雇用が当たり前ということを刷り込まないほうがよいのではないかと考えているのが2点目です。

3点目が、毛色の違うお話になるのですが、事業承継についてです。今期の重点方針専門調査会では事業承継に関する調査の文言を入れていただくことができたのですが、帝国データバンクで、実は新任の女性社長の半数は、要は、1年前に社長になった半数の方は事業承継だそうです。かつ、実は親族承継をされた方の4割が女性だそうです。一方で、事業承継を決めている割合は3割で、その対象は大体男性。要は、息子たちに継ぐことを想定しているのだけれども、決めていないところが7割。つまり、女性で継ぐ人たちというのは、突然経営者からバトンタッチを受ける人が非常に多いということになっています。

ただ、日本社会の中で、今、事業承継はかなり大きなテーマになっている一方で、女性が継ぐことを想定してそういう相談に乗る体制がないところが問題となっていると思います。さらには、借金もしていたりすると、金融機関さんになめられることを非常に恐れているケースなどもありますので、ぜひテーマの一つとして御検討いただきたいと思います。

以上です。

○佐藤会長 最後になりましたけれども、渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 ありがとうございます。

私がワーキンググループで担当している第4分野と第10分野について、いろいろ貴重な御意見をいただいたので、これは事務局と一緒に検討していきたいと思っております。

それ以外について、2点申し上げたいと思っております。まず1点目は「基本的な方針」のところに新型コロナウイルスのことを入れていただいたのは、非常にいいと思っております。これから5年についてはウイルス感染の影響を非常に受けてしまうので、入ったのは大変素晴らしいと思っております。

今日、第5分野と第6分野でこれに関してというお話があったのですが、事務局

へのお願いなのですが、次回までに一体コロナウイルス感染がどこにどういう形で入ったかを一度まとめていただけると、皆さん、よく分かるかと思います。

そのときに、今日、お話に出ていましたけれども、一つはオンラインの影響です。テレワークに関しては、非常にメリットもあれば課題もありますよという話が今日はたくさんありました。もう一つ私が申し上げておきたいのは、今日もやっておりますけれども、会議なのですね。会議がオンラインでできると、特に地域の方たちが参加しやすい。私はいろいろシンポジウムなどを企画しているのですが、集合型だと大体100人、200人集めるのも結構苦勞するのですが、オンラインをやると軽々1,000人集まるのです。アンケートを取ると必ず言われるのが、地方の方にとって非常にありがたいと。移動の時間は削減できるし、参加も非常にしやすい、旅費もかからないと言われるので、地域を政策に反映させるという意味からもオンラインの会議というのは非常に重要だと思うので、その点も入れていただきたいと思います。

もう一点目は、第7分野について、スポーツについて言及させていただきたいのですが、スポーツを入れていただいたのはとても大事だと思うのですが、一般人のスポーツとアスリートのスポーツが分かれて書かれています。私はこれがつながっていくことが非常に大事で、アスリートも特別な女性だけではなく、一般の人の中からアスリートが生まれていく、こういう形にしていくことがスポーツを開かれたものにしていくし、ハラスメントをなくすためにもこれは必須だと思うので、そのつながりの部分を少し書いていただきたいと思いました。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

皆さんの御協力でぎりぎり時間内でいけそうかというところなのですが、1つだけ、さっきのテレワークなりリモートワークの件なのですが、事務局と検討して書き加えてもいいかなと思っていて、プラスマイナスがあることは事実で、例えば今、幾つかビジネススクールで社会人の方に教えているので、テレワークになって在宅になったら、6時間勤務、短時間勤務を取っていたのだけれども、テレワークならば往復の通勤の関係で8時間働けると。あるいは、短時間勤務ならば出張の仕事ができなかったのだけれども、みんな出張できないので、今は大阪の人と一緒にプロジェクトを組んでいる。実は出張をしなくても仕事ができる。そういう意味では、テレワークをやってみたら短時間勤務を早く切り上げて8時間働くかもしれないし、あるいは出張をやらない代わりに、つまり、今まで断っていた仕事までやれるようになる。

そういう意味では、女性の職域、働き方が変わるというプラスの面もあれば、確かに皆さんが言われるように、家庭内で従来の役割分業の問題があって、夫が何もしなくて大変というような話も聞くので、プラスマイナスはあると思うのです。

先ほどのリカレントなどもそうですね。女性が学ぶ機会は非常にいろいろな、特に地方だと学ぶ機会がなかったみたいな人も、例えば大学の授業などを受けやすくなったりとい

うことはありますので、そういう意味ではプラスマイナスを考えながら、これから新しい働き方、学び方みたいなものを進めていくことは大事だと思うので、御検討いただければいいかと思いました。

どうしても言い残したということがあれば、ぎりぎりですが、いいですか。

どうぞ。

○小西委員 今のオンライン化に関してなのですけれども、実は暴力被害者の支援というところも、なかなか地方と大都市の格差が全く埋まらないところなのですが、例えばこの機会に大分オンライン診療の研究とか、あるいはスーパービジョンもオンラインでやるという形で格差を埋めるということを考える機会がたくさんあります。オンラインに関してはそういうことも一つ可能性があるということをお伝えしておきたいと思います。

○佐藤会長 それでは、まだまだあるかと思いますが、ちょうど時間ですので、議論はここまでとさせていただきます。

本日の中でも202030のところについてはペンディングということで、鈴木委員からもお話がありましたように、基本構想ワーキンググループで調整中ということですので、それについて、鈴木委員のところまで今日の議論を踏まえつつ、次回の専門調査会までに御検討いただいて、案を示していただければと。

あと、辻村委員からもありましたように、ほかの委員の方もそれについて御意見があれば事務局に出していただいて、鈴木委員に伝えていただくこともできると思いますので、よろしくお願いします。

最後に、事務局から連絡があると思いますので、よろしくお願いします。

○古瀬推進課長 次回につきましては、佐藤会長と御相談の上、また御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○佐藤会長 それでは、本日の専門調査会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。